

## ■第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

本章では、本市における災害廃棄物対策における全般的事項として、「災害廃棄物処理に係る基本方針」、「発災後の時期区分と特徴」、「処理体制」、「市の業務概要」、「組織体制・指揮命令系統」、「情報収集・連絡」、「協力・支援体制」、「市民への広報」、「人材育成・訓練」について示す。

### 1. 災害廃棄物処理に係る基本方針

災害発生後の市民の生活環境の保全に資するべく、本市において災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な方針は、次のとおりである。

#### 1 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短時間での処理を目指す。

#### 2 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や仮設破碎機等の有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理する。

#### 3 環境に配慮した処理

災害時においても、環境に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際の石綿（アスベスト）飛散防止対策、野焼きの原則禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策に配慮する。

#### 4 リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物を極力地域の復興に役立て、公共事業（道路、公園等）等に活用し廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することになり、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。

#### 5 処理の協力・支援、連携

市内での処理能力が不足する場合には、国や愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を要請して処理を行う。また、広域処理や他市町への支援についても、被害状況等に応じて検討する。

更に、ごみの排出や一時的な仮置場等の管理・運営について、行政区や災害ボランティアと連携し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

## 2. 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分と特徴は、東日本大震災クラスの場合を想定し、以下、表 1-2-1 に示す。  
なお、時間の目安については、災害規模や内容によって異なるものとする。

表 1-2-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分と特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～1年程度

## 3. 処理体制

災害廃棄物の処理体制は、原則として、次に示す表 1-2-2 及び表 1-2-3 のとおりとする。但し、本計画で想定するような大規模な災害が発生し、原則どおりの対応が困難な場合は、既往事例等にならない状況に応じて適切な対応をとる。

また、本市の体制が不足する場合は、国や愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。

表 1-2-2 災害廃棄物の処理体制

区 分	体 制
被災者の生活に伴う 廃棄物	それぞれの廃棄物は、本市の体制を中心として実施する。被災状況によっては、国、愛知県及び他地方自治体並びに民間事業者と協力して実施する。
災害によって発生する 廃棄物等	

表 1-2-3 発生源ごとの処理実施者

廃棄物発生場所		処理実施者
道路		維持管理者（国・県・市）
河川		維持管理者（県・市）
家庭の 災害廃棄物等	生活ごみ	市
	粗大ごみ等	市
	倒壊家屋の解体・除去	所有者（必要により市が処理）
	家電リサイクル法対象機器	所有者（必要により市が処理）
避難所ごみ		市
事業所の災害廃棄物		各事業者

## 4. 市の業務概要

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表 1-2-4 及び表 1-2-5 のとおりである。

各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。

なお、発災直後における、応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務及び優先度の高い通常業務については、業務継続計画（BCP）及び初動体制マニュアル（小牧市、小牧岩倉衛生組合）において、より詳細に対策を計画するものとする。

表 1-2-4 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
		補修体制の整備、必要敷材の確保
		収集方法の確立・実施・周知・広報
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		収集・処理体制の確保、施設稼働状況に合わせた分別区分の決定
		感染性廃棄物への対策
し尿等	し尿等	仮設トイレ（簡易トイレを含む）、消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握、設置
		し尿くみ取り計画の策定
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）
応急対応（前半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施
		収集・処理体制の見直し
	し尿等	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）		
応急対応（後半）	避難所ごみ等	収集・処理体制の見直し
	し尿等	
復旧・復興	し尿等	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

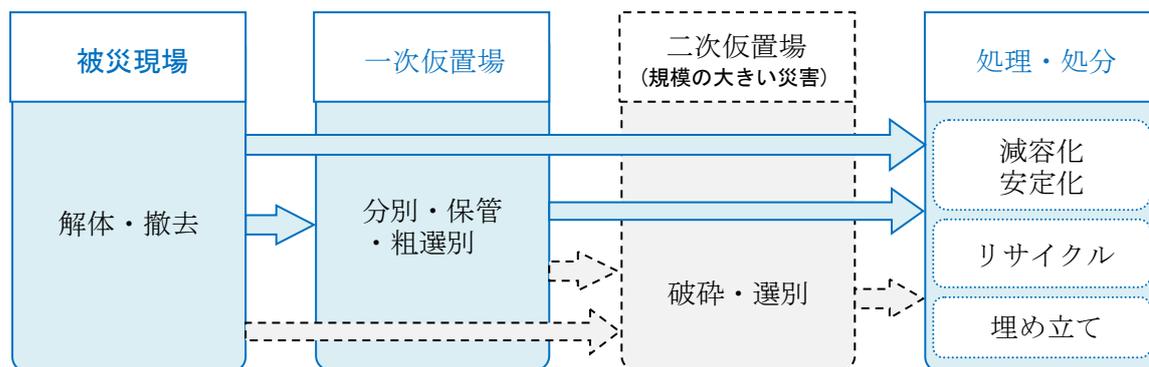
出典）災害廃棄物対策指針に基づき一部修正

表 1-2-5 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容	
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携	
	被災状況の把握	市内全域、交通状況、収集ルート、既存処理施設の被災状況確認	
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）	
	収集運搬	被災状況に合わせた片付けごみ等の収集方法の検討、実施 住民、ボランティアへの情報提供、ボランティアとの連携 腐敗性廃棄物等の優先的処理	
	仮置場	仮置場の候補地の選定	
		受入に関する合意形成	
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策	
		仮置場必要面積の算定	
	環境モニタリングの実施（石綿モニタリングは初動期の実施が重要。環境保全担当と連携）		
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮		
選別・処理	既存施設の処理可能量の推計		
各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）		
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報		
応急対応（前半）	発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計	
	実行計画	実行計画、処理方針の策定	
		処理フローの作成、処理スケジュールの検討	
	仮置場	仮置場の過不足の確認、集約	
		悪臭及び害虫防止対策	
	解体・撤去	倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）	
有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収		
選別・処理	広域処理の必要性の検討、仮設処理施設の検討		
応急対応（後半）	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
	解体・撤去	解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）	
	選別・処理	広域処理の実施、仮設処理施設の設置・管理・運営	
復旧・復興	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
	仮置場	仮置場の集約・復旧・返却	
	選別・処理	仮設処理施設の解体・撤去	
	最終処分場	受入に関する合意形成 最終処分の実施	

出典）災害廃棄物対策指針に基づき一部修正

【(参考) 災害廃棄物処理の大まかな流れ】



5. 組織体制・指揮命令系統

発災時における災害廃棄物処理対策組織として、地域防災計画に基づき、災害対策本部内に「市民生活部」を中心として、関係各部の協力のもとに「清掃班」を設置する。災害廃棄物処理に係る体制は、図1-2-1及び表1-2-6のとおりである。

また、災害廃棄物処理体制を構築するに当たっての基本事項を以下に示す。

「清掃班」の班長はごみ政策課長をもって充てる。

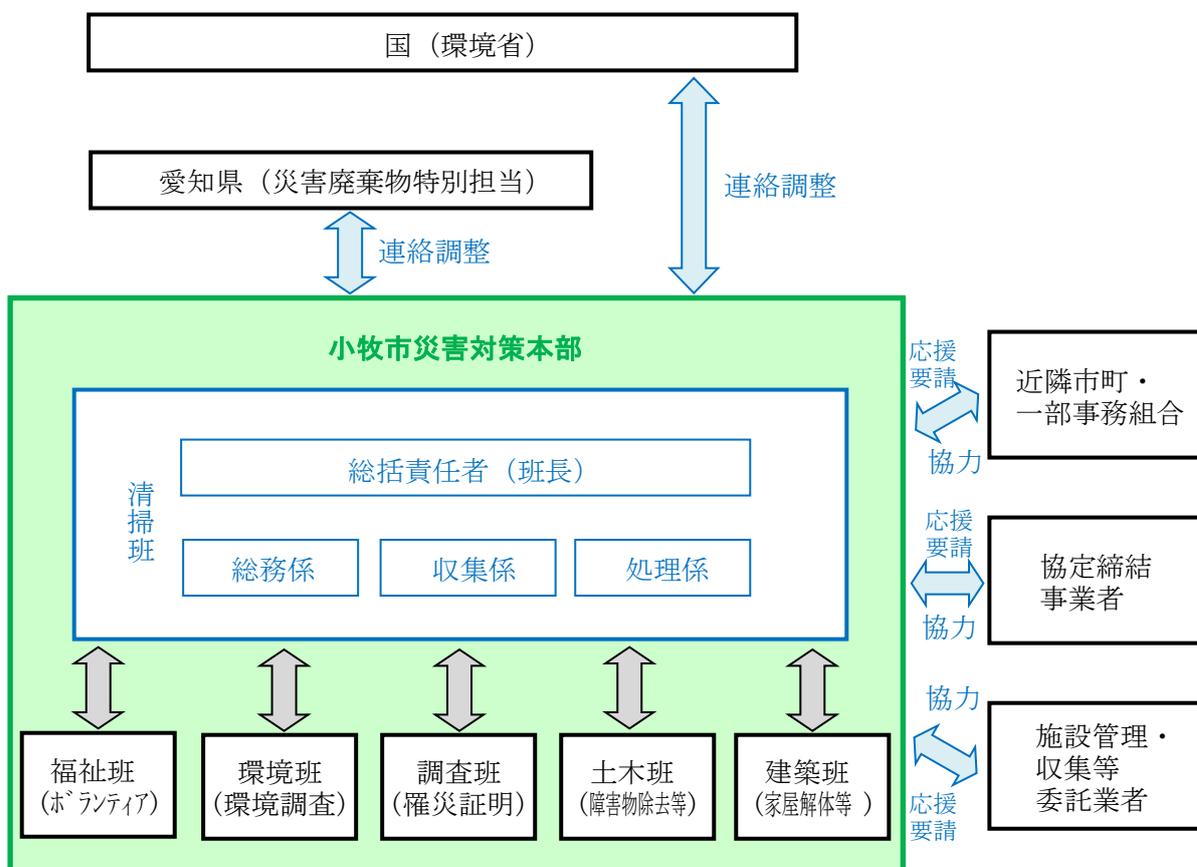


図1-2-1 災害廃棄物処理体制

表 1-2-6 清掃班における業務概要

担 当		業務概要	
清 掃 班	班長	災害廃棄物処理業務全般の総括 市災害対策本部・本部員会議への要請・協議	
	総務係	総務担当	庁内窓口、庶務、物品管理
			組織体制整備
			職員派遣・受入に係る調整
			予算管理、契約事務
		災害廃棄物処理計画担当	災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計
			災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定
	し尿処理計画担当	被災状況の情報収集	
		国庫補助関係事務	
	収集係	災害廃棄物収集担当	し尿発生量の推計
			災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定
			仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画
災害時収集運搬計画及び収集処理計画（し尿）の策定			
処理係	災害廃棄物処理担当	被災者の生活に伴う廃棄物の収集	
		災害廃棄物の収集業務管理	
		広域応援に係る連絡調整	
		処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）	
	仮置場担当	広域処理に係る連絡調整	
		適正処理困難物等の処理ルート確保	
		仮置場・仮設処理施設の整備・管理	

【災害廃棄物処理に係る関係組織】

担 当	業務概要
福祉班	ボランティア活動の環境整備
環境班	産業公害発生源となる事業所に係る情報収集と情報提供
調査班	罹災証明書に係る家屋等の被害状況調査 罹災証明書の発行
土木班	道路等の障害物除去 避難路、緊急交通路、緊急輸送路の確保 各関係団体への応急復旧支援要請
建築班	建築物の被害程度を把握 家屋解体等の契約事務

## 6. 情報収集・連絡

- 災害時に迅速かつ的確な判断を可能とするよう、災害対策本部と連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行う。
- 被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は時間経過とともに変化するため、定期的かつ継続的に情報収集を行う。

### 6-1 情報収集

災害対策本部から収集する情報については、表 1-2-7 に示す。

表 1-2-7 災害対策本部から収集する情報

区 分	情報収集項目	目 的
建物等の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の全壊・焼失、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数</li> <li>・浸水範囲・面積</li> </ul>	災害廃棄物等発生量の把握
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所名</li> <li>・各避難所の避難者数</li> </ul>	避難所ごみ等、し尿等の発生状況の把握
ライフラインの被害状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電・断水・ガス供給停止の状況及び復旧の見通し</li> <li>・下水処理施設の被災状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の復旧見込みの把握</li> <li>・下水処理施設の活用可能性把握</li> </ul>
道路・橋梁の被害状況等の把握	道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場へのアクセスルート の把握</li> <li>・廃棄物の収集運搬体制への影響把握</li> </ul>

### 6-2 連絡体制

発災時の連絡手段は、原則として、地域防災計画に基づき実施する。特に発災直後に確認を要する処理施設や収集運搬車両の被害状況及び稼働状況については、BCP及び初動体制マニュアルに基づき実施する。

発災直後は、電話回線による通信手段が途絶する可能性があるため、有線・無線の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送依頼等を行い、効果的な通信の運用を図る。

## 7. 協力・支援体制

災害廃棄物の処理に当たっては、本市が主体となつて行うことを基本とするが、被害状況等により、愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援による広域的な処理を進める。

### 7-1 地方自治体との連携

被害状況等に応じて、災害支援協定等に基づき、愛知県や他地方自治体に協力・支援を要請する。本市が締結している災害時の相互応援に関する協定を表 1-2-8 に示す。

また、エコルセンターにおいて締結している災害時の相互応援に関する協定についても合わせて表 1-2-9 に示す。

表 1-2-8 災害時の相互応援に関する協定（地方自治体）

名 称	協定先	内 容
災害時における相互応援に関する協定	春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	包括的な相互応援協定
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県、愛知県内の市町村及び下水道管理者	
小牧市及び松戸市災害対策業務に関する協定	千葉県松戸市	資機材、車両の提供及び職員の派遣
小牧市及び菊川市災害対策業務に関する協定	静岡県菊川市	
小牧市及び東松島市災害対策業務に関する協定	宮城県東松島市	
小牧市及び南国市災害対策業務に関する協定	高知県南国市	
小牧市及び出雲市災害対策業務に関する協定	島根県出雲市	
小牧市及び八雲町災害対策業務に関する協定	北海道二海郡八雲町	

※令和 5 年 3 月 31 日現在

表 1-2-9 エコルセンターにおける災害時の相互応援に関する協定

名 称	協定先	内 容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	春日井市、稲沢市、江南丹羽環境管理組合、尾張東部衛生組合、尾三衛生組合、犬山市、海部地区環境事務組合、一宮市、名古屋市	ごみの処理支援（溶融処理・破碎処理）

※令和 5 年 3 月 31 日現在

### 7-2 自衛隊、警察、消防等との連携

応急対応時の災害廃棄物処理については、倒壊した建物の解体・撤去等、人命救助等の活動と関わる部分もあるため、連携を図り実施する。また、災害廃棄物を撤去する際には、有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、必要に応じてその情報を自衛隊や警察等へ提供する。

### 7-3 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理については、本市の処理体制だけで対応することが困難である場合は、廃棄物処理の経験、能力や必要な資機材を有する民間事業者等に協力・支援を要請する。

本市が締結している災害時の協力・支援に関する協定を表 1-2-10 に示す。

表 1-2-10 災害時の協力・支援に関する協定（民間事業者等）

名 称	協定先	内 容
災害時における応急対策用資器材に関する協定	(株)レンタルのニッケン、(有)トライスコーポレーション、太陽建機レンタル(株)、小牧クレーン(株)、(株)レンタルシステム東海、(株)アクティオ、(株)レント、(株)ハウスセンター中部	仮設トイレの提供等
災害時における応急対策業務に関する協定	小牧造園業協会	通行障害物の撤去等
	小牧土木建設協会	損壊箇所の応急処置、通行障害物の撤去等
	郷司建設(株)、(有)正光建設、滝建設(株)、(株)野々川工務店、サンダイ技建(株)、(株)アシストコーポレーション	
	小牧市建築災害支援協力会	
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(一社)愛知県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分
	(有)愛牧衛生社、(株)小牧衛生部、輪栄工業(株)	
	(株)環境衛生、中衛工業(株)、サニター(株)、ノザキ(株)	
	大栄環境ホールディングス(株)	

※令和5年3月31日現在

#### 7-4 広域的な連携

- 本計画における関係機関との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。
- 愛知県内の周辺市町村については、被害状況等に応じて、愛知県と連携して地域ブロックによる連携等の相互協力体制を検討する。
- 県域を越えた広域処理については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて具体的な協力要請を行うため、愛知県に被災状況等を報告するとともに、愛知県から情報収集や指導・助言を受けながら、相互協力体制の構築を図る。

#### 7-5 行政区及びボランティアとの連携

- 地域のごみ集積場、避難所のごみ排出場所や汲取りトイレ、一時的な仮置場等での排出方法の周知や衛生管理等、また災害弱者におけるごみの排出の援助にあっては、行政区に協力を依頼する。
- ボランティアにあっては、①被災家屋における家財の撤去や搬出、②災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等、ニーズに応じて協力を要請する。
- 清掃班は、福祉班を通じて、災害ボランティア支援センターに対して、ボランティアの受入れについて調整を行う。
- 清掃班は、福祉班を通じて、災害ボランティア支援センターに対して、災害廃棄物の分別方法や排出先、回収における有害物質への暴露防止等の留意点等について説明し、市による回収・処理との連携が図れるよう調整を行う。

#### 7-6 他被災地への協力・支援

- 愛知県では、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、県、市町村、一部事務組合及び下水道管理者との間で「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。本市は、この協定に基づき、被災した市町村、下水道管理者又は県からの応援要請に応じ、協力・支援を行う。
- 県外自治体等への協力・支援については、被災した自治体等からの応援要請に基づき行う。
- 被災した自治体等の被害状況、支援ニーズ等を把握した上で、協力・支援体制を検討する。
- 被災地への協力・支援を積極的に行うことで、本市が今後直面するかもしれない大規模災害に係る災害廃棄物処理の対応力の向上につなげる。

## 8. 市民への広報

災害廃棄物の円滑な処理のために、市民等への啓発・広報を行う。

情報の発信方法としては、広報誌、マスメディア、インターネット、説明会、回覧板等の多様な手段を用いることとする。市民等への情報発信内容を表1-2-11に示す。

また、平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めるものとする。

表 1-2-11 市民等への情報発信内容

対応時期	周知内容	周知方法
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物・有害物の取扱いについて</li> <li>・仮置場の設置（搬入品目、搬入方法）について</li> <li>・通常ごみ及び避難所ごみ等の排出方法について</li> <li>・し尿収集の実施、仮設トイレの使用、維持管理方法について</li> <li>・問合せ先について</li> </ul>	<p>○対応時期の状況に応じて、以下の方法から選定して周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し</li> <li>・市ホームページやSNS等</li> <li>・報道等のマスメディア</li> <li>・広報宣伝車</li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法について</li> <li>・損壊家屋等の解体申請方法・所有者意思確認について</li> <li>・被災自動車の取扱いについて</li> <li>・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板</li> <li>・市や避難所での説明会</li> </ul>
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画について</li> <li>・災害廃棄物処理の進捗状況について</li> <li>・環境モニタリング結果について</li> </ul>	

## 9. 人材育成・訓練

本計画の記載内容について、平常時から職場内研修で職員に周知するとともに、災害時に本計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。

また、県・市町村・関係団体等が参加して情報交換等を行う連絡会、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する研修会等への参加により、人材の育成を図る。

さらに、本計画の内容が適切に運用・実施されるよう、防災部局と連携し、発災時を想定した訓練を行い、課題の抽出と改善策を検討し、処理計画へ適宜反映する。